

訪問介護の基本報酬引き上げの再改定を国に求める要望意見書

訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない、親を介護施設に入れざるを得ない。３年に１度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が４月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が継続できません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模、零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が崩れるおそれがあります。訪問介護事業所の約４割が赤字になっている中で、既に２０２３年の訪問介護事業所の倒産は６７件と過去最多を更新しています。そのほとんどが地域に密着した小規模、零細事業所です。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約６万円も下回っています。ヘルパーの有効求人倍率は２０２２年度で１５．５倍と異常な高水準です。

介護職員の処遇改善は、待ったなしの課題です。介護人材の確保のためにも介護報酬引き上げが必要です。

よって、国及び関係機関におかれましては、訪問介護の基本報酬引き上げの再改定を早急に行うよう要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】内閣総理大臣、厚生労働大臣